

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス

(旧名称「りそな年金FAX情報」)



《厚生年金基金・確定給付企業年金関係》

平成23年10月20日

財政運営基準等の見直しに係る追加パブリックコメントへの意見提出について

企業年金の財政運営等の見直しを柱とした「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等に関する意見募集について」が本年10月6日付でパブリックコメント手続により公開されたことにつきましては、同日付の「りそな年金トピックス」にて既にご案内させていただきました。

本日、上記パブリックコメントに対しまして、信託協会より下記のとおり意見提出を行いましたので、ご案内申し上げます。

記

「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等に関する意見募集について」に対する意見

項番	意見
(1)	<p>掛金引上げ猶予措置〔賛成・反対・その他〕</p> <p>1年間の引上げ猶予措置を講じていただいた点については賛成するが、以下の3点を追加してご検討いただきたい。</p> <p>① 非継続基準に抵触したことによる特例掛金についても引上げ猶予の対象にするとともに、特例掛金については猶予後に引上げが必要となる掛金が確定しないため、規約に定めない取扱いとすることを検討いただきたい。</p> <p>② 指定基金を除くとあるが、健全化計画の基準を満たすために必要な掛金を超える部分について掛金引上げ猶予ができないと、結果として拠出不可能な掛金設定となってしまうため、指定基金についても、健全化計画の基準を満たすために必要な掛金を超える部分について、掛金引上げ猶予を可能とする取扱いを検討いただきたい。</p> <p>③ 掛金引上げ猶予措置は講じていただいたが、現在緩和措置として認められている下方回廊方式については触れられていない。少なくとも運用環境が安定するまでの間は下方回廊方式を延長していただきたい。</p>
(2)	<p>予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例〔賛成・反対・その他〕</p> <p>特例措置を講じていただいた点については賛成するが、以下の3点についてご再考いただきたい。</p>

項番	意見
	<p>① 予定利率の引下げに伴い給付設計の変更を行う旨の規約変更に限定しているが、予定利率の引下げを行うことは財政健全化の方向へ前進することでもあり、必ずしも給付設計の変更を伴うものに限定する必要はないと考えることから、予定利率の引下げのみを行う場合にも本項目の特例措置を認めていただきたい。</p> <p>② ①と同様に給付減額のみの変更についても、給付減額を行うことは財政健全化へ前進することであり、現行掛金総額を引下げないことを条件に本項目の特例措置を認めていただきたい。</p> <p>③ 計算基準日時点の不足金について掛金引上げの留保を可能としても、次年度の財政検証において継続基準に抵触した場合、不足金の全額を解消しなければならず、結果として予定利率の引下げおよび給付設計の見直しを促せないものとする。予定利率の引下げを推進するためには一定期間の猶予措置が必要であると思われるため、予定利率引下げ時の財政計算のみでなく、財政計算時の不足金について掛金引上げを一定期間留保する取扱いを認めていただきたい。または、予定利率引下げに伴って発生した後発債務のみについては、移行調整金のような別勘定を設け、一定期間不足金に反映しない、もしくは、一定期間かけて勘定を取り崩すことで段階的に不足金に反映する取扱いを認めていただきたい。</p>
(3)	<p>最低責任準備金調整額の算定方法の見直し〔賛成・<u>反対</u>・その他〕</p> <p>最低責任準備金調整額導入から数年足らずで算定方法を大幅に変更することは、財政運営基準への信頼性を損なうだけでなく、安定的な財政運営を目指す厚生年金基金の今後の検討を阻害すると考えるため、現行の算定方法を継続していただきたい。</p> <p><現行の算定方法の継続が認められない場合></p> <p>現行の算定方法との差額については、一定期間かけて最低責任準備金調整額から段階的に取り崩すような激変緩和措置を設けていただくとともに、最低責任準備金調整額導入から数年足らずで算定方法を見直すこととなった背景や意図をご教示いただきたい。</p> <p>また、今回提示された計算式で算出される最低責任準備金調整額に最低責任準備金を加算した額は、基準日から1年9ヶ月後時点の最低責任準備金という意味を持つ。一方で、年金資産は基準日時点で評価するため、債務と資産の基準日が不整合な状態となっている（基金発足後における債務の付利期間の方が資産の運用期間より1年9ヶ月長いとも言える）。不整合の解消のため、例えば、以下のように最低責任準備金調整額の算定方法を見直していただきたい。</p> <p>① 付利の期間を1年9ヶ月短縮して整合させる方法 当該事業年度末における最低責任準備金 × { (1 + 前事業年度における厚生年金運用利回り × 9/12) × (1 + 当該業年度における厚生年金運用利回り) / <u>1.0727</u> - 1 }</p> <p>【除する利率】 (1 + 4.66% × 3/12) × (1 + 4.15% × 12/12) × (1 + 3.62% × 6/12) = 1.0727 (※) 4.66% … 平成11年10月から同12月までの付利利率 4.15% … 平成12年1月から同12月までの付利利率 3.62% … 平成13年1月から同6月までの付利利率</p> <p>② 計算基準日以降1年9ヶ月後までの資産運用の期間を加味して整合させる方法 当該事業年度末における最低責任準備金 × { (1 + 前事業年度における厚生年金運用利回り × 9/12) × (1 + 当該業年度における厚生年金運用利回り) / <u>(1 + 基金の予定利率^(※) × 21/12) - 1</u> }</p> <p>(※) あるいは厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り(4.1%)等</p>

項番	意見
(4)	<p>非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直し〔賛成・<u>反対</u>・その他〕</p> <p>非継続基準の特例掛金の算定は、不足金全額を一括で償却するのではなく、企業年金制度が存続することを前提として償却していく考え方に基づいている。その前提に立てば、資産の短期的変動およびそれに伴う特例掛金の短期的変動を抑えるために、継続基準で認められている数理上資産額を用いることも合理的であると考え。したがって、企業年金制度の安定的な運営を目指すという観点から、現行どおり数理上資産額を用いることを可能としていただきたい。</p> <p>また、本項目につき、改正に至った経緯および理由を具体的にご教示いただきたい。</p>
(5)	<p>廃止までの経過期間中に回復計画で用いる前提の見直し〔賛成・<u>反対</u>・その他〕</p> <p>前回のパブリックコメントへの回答では、回復計画そのものを廃止することについて明確な回答がないため、何故廃止するのかについて理由を明確にいただきたい。（特に、予定利率を十分に引下げて健全な運営を行っている企業年金制度にとっては、理解し難い改正であると考え。）</p> <p>また、回復計画が廃止されることになると積立比率方式での特例掛金拠出に一本化されるが、前回のパブリックコメントへの回答 2. (3)の「翌年度掛金から免除保険料分を控除すること」のように算定方式を変更すると、多くの厚生年金基金において単年度の特例掛金が拠出不可能な水準となり、厚生年金基金の運営に大きな影響が見込まれる。積立比率方式の計算方法について見直しを行う場合には、パブリックコメントに追加して意見募集するなど、慎重に議論する必要があると思料する。</p> <p><経過措置期間中の回復計画について></p> <p>① 経過措置を設けるのであれば、回復計画の策定方法についても経過措置期間中は現行と同一の方法とすることをご検討いただきたい。</p> <p>② 現行と同一の策定方法は認められないとしても、ご提示いただいた計算前提の利率は、債務側と資産側で平仄が取れていない。この点については、指定基金の健全化計画に対する前回のパブリックコメントへの回答 2. (4)において「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている運用利回りは最低積立基準額に用いる予定利率（現在2.32%）と同程度」とあるが、将来にわたって同程度となる根拠はなく基準として適切でない。計算前提の利率については、債務側の最低責任準備金の予測に用いる利率が将来の見通しに基づく利率であれば、資産側の年金資産も基金の将来の期待収益率に基づく利率とすべきであるし、逆に、年金資産の予測に用いる利率が過去の実績に基づく利率であれば、最低責任準備金の予測に用いる利率も過去の実績に基づく利率とすべきであり、前提条件の平仄を合わせるべきと思料する。なお、本件は指定基金に対する健全化計画における前提条件においても同様である。</p> <p>また、回復計画の策定期間については、現在の経過措置と同様 10 年としていただきたい。</p>
(6)	<p>非継続基準における積立基準の引上げスケジュールについての検討〔賛成・反対・<u>その他</u>〕</p> <p>今後の経済情勢や企業年金制度を取り巻く環境等を踏まえ検討する点については賛成するが、「必要な措置」については、昨今のように運用環境が低迷し企業年金制度の財政状況が大幅に悪化している状況下では積立基準の引上げを行わない等、企業年金制度の財政状況を踏まえた内容としていただくよう配慮していただきたい。</p>

項番	意見
(7)	<p data-bbox="336 264 1107 297">指定基金健全化計画承認基準の見直し〔賛成・反対・<u>その他</u>〕</p> <p data-bbox="336 338 1385 663">添付資料等の簡素化を図り、提出時期を弾力化することについては賛成する。しかし、平成 22 年度以前に指定基金に指定され健全化計画をすでに実施している厚生年金基金（特に平成 22 年度に指定され平成 23 年度から健全化計画を実施している厚生年金基金）にとっては、短期間で全く異なる基準により計画を再策定する必要があり、基金制度の運営に対して信頼感を著しく損なうものであると思料する（すでに給付減額等の措置を講じ、健全化計画を実施している基金などについても再度計画の策定を強いることとなる。）。したがって、既指定基金の取扱いについては、現行健全化計画の策定期間中に限り、既存ルールによる運営を可能とする激変緩和措置をご検討いただきたい。</p>

以上